

○ 社会福祉法人中東福祉会障がい者デイサポートセンター明日葉 (生活介護) 運営規程

改正 令和 2年 3月 9日	令和 4年 3月 8日
令和 2年 5月 27日	
令和 2年 12月 8日	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中東福祉会が設置する障がい者デイサポートセンター明日葉（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて生活介護計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について断続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供する。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前2項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 障がい者デイサポートセンター明日葉
(2) 所在地 新潟県新潟市中央区八千代1丁目3番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人
従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1人
生活介護計画の作成に関する業務を行うほか、利用者的心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を

行う。

- | | |
|-------------|------|
| (3) 医師 | 1人 |
| (4) 看護職員 | 1人以上 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| (6) 生活支援員 | 4人以上 |

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
火曜日から日曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間
午前9時00分から午後3時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20人とする。

(指定生活介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 入浴の介護
- (3) 排せつの介護
- (4) 食事の介護
- (5) その他日常生活上必要な支援
- (6) 創作的活動（生産活動）の機会の提供
- (7) 健康管理
- (8) 食事の提供
- (9) 送迎サービス
- (10) 相談及び助言等

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第8条 指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額（基準条例第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払いを受けるほか、指定生活介護において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。
 - (1) 食事提供に要する費用　所得に応じて下記の実費相当額を徴収する。

- 低所得者 220円以内
一般世帯 650円以内
- (2) 創作的活動に係る材料費 実費
(3) 入浴に係る光熱水費 1回につき200円
(4) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新潟市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行つてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定生活介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
(2) 知的障害者
(3) 精神障害者

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

(苦情解決)

- 第15条 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回
 - 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行し、令和2年5月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和2年12月8日から施行し、令和2年12月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。